

商工共済ニュース

中小企業と地域振興をもっとサポート

共済制度に関するご相談電話番号が変わります (10月10日 新電話番号スタート)

全国どこからでも、同じ番号で、一律・低廉な料金で、ご利用いただけます。

新しい電話番号は **050-5541-7171** となります。

中小機構では、共済制度に関するご相談への対応について、次のとおり電話応答体制を強化することといたしました。今後とも引き続き、制度運用の充実に努めてまいります。

1. 電話番号の一本化

現在、中小機構では、共済制度に関するご相談につきまして、本部共済相談室及び各支部の共済普及課で対応させていただいているところですが、この度、お客様の利便性の向上を図るべく、**10月10日(火)より共済制度に関する電話ご相談窓口を一元化し、新しい電話番号で、全国一律・低廉な料金**で対応させていただくことといたしました。

従来、共済制度に関するご相談の際は複数のお問い合わせ先があり、お客様にはご面倒をお掛けしておりましたが、電話番号の一本化でお客様にとってより便利な相談体制を整備いたしました。

関係機関の皆様方から中小機構各支部へのお問い合わせ先の電話番号につきましては、変更がありませんので、引き続きご利用ください。

2. 電話応答体制の拡充

お客様対応をより一層充実させるべく、共済相談室の応答員を大幅に増員し、お客様からのお問い合わせに対し、迅速かつ分かりやすい対応ができるように体制を整備いたしました。

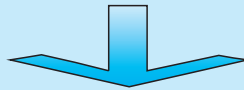
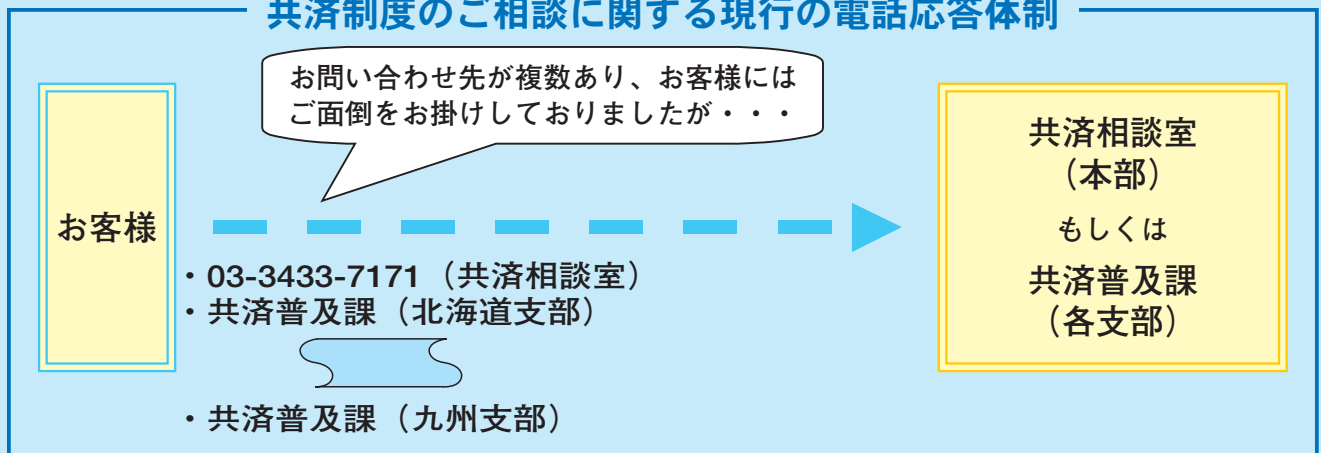
現行の電話応答体制からの主な改善点は以下のとおりです。

- ◎ お電話の際、ご相談の内容によって「小規模企業共済制度」又は「経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）」のいずれかを最初にご選択いただくことにより、より迅速に対応できる体制を整えました。
- ◎ 電話相談窓口の一元化に伴い、応答業務を担当するオペレーターの人数を拡充するとともに、専門性に特化した質の高いオペレーターを配置することにより、多様なお問い合わせ内容に迅速に対応できる体制を整えました。
- ◎ 従来、地域ごとに異なっていた通話料金を**全国一律、かつ低廉な料金（10.4円／3分）**でご利用いただけるようにしました。

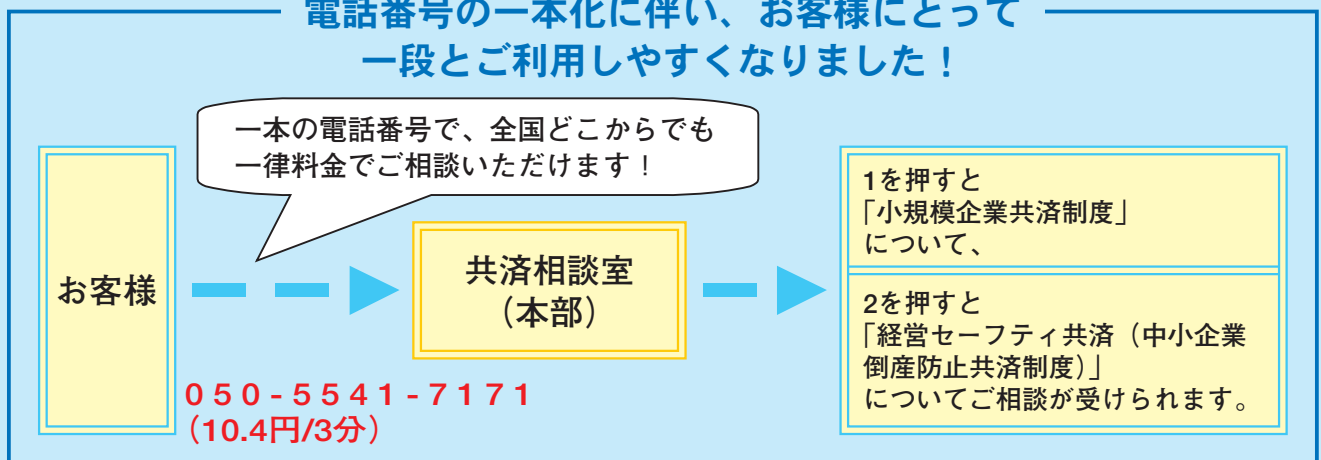
※現行制度からの変更についての詳しいスキーム図を次頁に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

現行の電話応答体制からの変更詳細図

共済制度のご相談に関する現行の電話応答体制



電話番号の一本化に伴い、お客様にとって一段とご利用しやすくなりました！



※ 「共済制度に関するテレホンサービス」及び「定型書類の自動発送サービス」につきましては従来どおりのご利用方法となります。

※ 共済相談室の応答時間は平日の9:00から19:00まで、土曜日は10:00から15:00までとなっております。

「商工共済ニュース」に関する読者アンケート結果

「ワンポイントアドバイス」などが好評

本誌5月号をお送りした際に、「『商工共済ニュース』に関する読者アンケート」をお願いしましたところ、多くの皆様からご回答をいただき、誠にありがとうございました。中小機構と致しましては、アンケート結果を踏まえて本誌紙面のより一層の充実を図って行きたいと思っておりますので、引き続きご支援くださいますようお願い申し上げます。

アンケート結果の概要

- ・アンケート回収数：759通（回収率11.0%）
- ・お答えいただいた方のご職業の分布
商工会38.6%、商工会議所12.8%、青色申告会4.1%、協同組合19.9%、地銀・第二地銀1.7%、信用金庫11.9%、信用組合4.5%、その他6.5%

(1) 読む頻度

「毎号読む」（35.6%）、「時々読む」（34.3%）が合わせて7割となっています。

(2) 紙面内容に対する満足度

「満足」は7.1%と少ないものの、「おおむね満足」が80.3%を占め、合わせて9割近くの方になんとか満足していただいています。

(3) 読みやすさ

「読みやすい」が23.2%、「おおむね読みやすい」が66.4%ですが、残り1割の方が「やや読みにくい」などとお答えになっており、さらに読みやすい紙面を目指したいと思います。

(4) よく読む記事

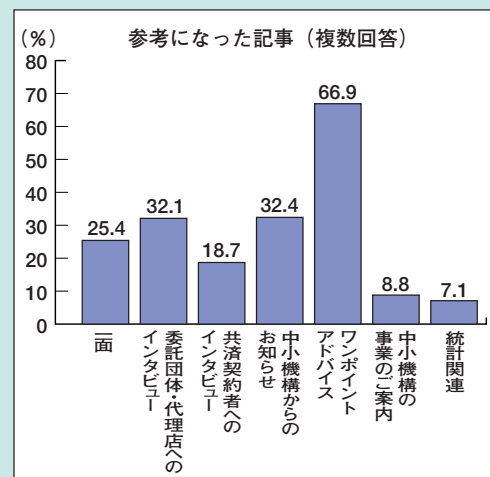
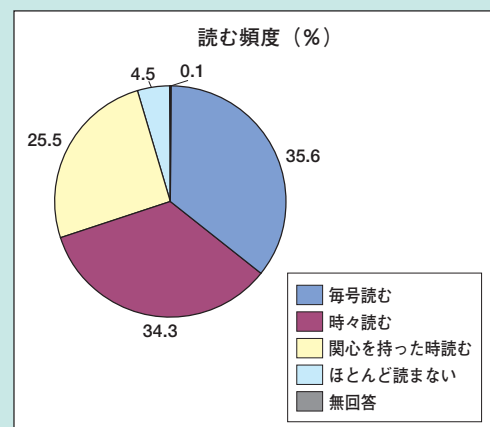
よく読まれている記事は「ワンポイントアドバイス」で、「よく読む」方の割合が43.1%に達しています。次に「中小機構からのお知らせ」（35.8%）が続いています。そのほかでは、「1面」と「委託団体・代理店へのインタビュー」記事で、「よく読む」方の割合が20%を超えています。

(5) 参考になった記事

参考になった記事（複数回答）をお聞きしたところ、「ワンポイントアドバイス」が66.9%と最も多くなりました。次いで、「中小機構からのお知らせ」が32.4%、「委託団体・代理店へのインタビュー」が32.1%が続いています。

(6) 今後も取り上げてほしい記事

参考になった記事を反映して、「ワンポイントアドバイス」（70.2%）が今後も取り上げてほしい記事の第1位になっています。「中小機構からのお知らせ」（30.8%）、「委託団体・代理店へのインタビュー」（28.5%）がこれに続いています。



このように、「ワンポイントアドバイス」や「中小機構からののお知らせ」のような、読者の皆様方が日頃のお仕事の中で直接必要とされる記事がよく読まれ、今後も期待されているという調査結果が出ています。また、「委託団体・代理店へのインタビュー」は、記事の中で具体的な加入促進策についてお聞きしていますので、それが参考になっているものと思われます。

今回のアンケートでは、自由意見欄にも多くのご意見をいただきました。「Q&A方式が分かりやすい」、「税務面の解説を増やしてほしい」などのほか、「トラブル解決法を具体的に」といった意見をいただきました。

今回アンケートの結果を踏まえ、より読みやすく、より業務の参考になるような記事作りに努めて行きたいと思っておりますので、今後ともご意見をお寄せください。

インタビュー

現場にみる共済制度加入促進策

～大福信用金庫～

卸売市場を基盤に中小企業倒産防止共済制度の加入促進 ～共済制度加入者に融資利率を優遇するビジネスアシストローンも取り扱い～

大福信用金庫は卸売市場を基盤として、中小企業倒産防止共済制度の加入促進に貢献していただいております。中小企業倒産防止共済制度に対する取組みについて、同金庫理事・業務部長の鈴木氏と業務部菅原次長にお話を伺いました。

貴金庫は卸売市場に拠点を構えておられますね。

〔鈴木理事〕 当金庫は大阪市中央卸売市場、大阪市東部中央卸売市場、大阪府中央卸売市場にそれぞれ支店を配置するほか、大阪市内に4店舗を置き、食品流通業界と地域社会の発展に努力して参りました。「お客様第一主義」をモットーとし堅実経営に徹するとともに、「元気じるしのだいふく」を目指しています。

昨年、中小企業倒産防止共済制度の加入件数が43件に達していますが。

〔鈴木理事〕 当金庫のお取引先には、売掛金を多く抱える卸売業のお客様が多いので、万が一の時に役に立つ中小企業倒産防止共済制度は、お客様にぴったりの商品です。ご融資や預金だけでなく、お客様への品揃えの一環として、その加入促進を図ろうということで、昨年度初めてキャンペーン活動を行いました。

キャンペーンの具体的な内容はどのようなものですか。

〔菅原次長〕 5～7月をキャンペーン期間に設定し、あらかじめ各店舗の融資担当役員に集まってもらい、セールス手法などについて研修を行いました。そのうえで、店別に目標件数を設定したところ、



インタビューに答えられる鈴木理事（右）と菅原次長

全店が目標を達成してくれました。セールスに当たっては、「加入促進ガイド」が大いに役立ちました。

中小企業倒産防止共済制度の加入者に融資利率を優遇する「ビジネスアシストローン」を取り扱っておられますね。

〔鈴木理事〕 ビジネスアシストローンは、主に「新技術・新製品の研究開発成果の事業化や新技術・新製品を核としたサービスの事業化に必要な資金」をご融資するものです。新技術・新製品を販売するとなると、これまで取引のなかった先ということも多く、その意味でご融資先の抱えるリスクも大きいと考えられますので、中小企業倒産防止共済制度に加入されることをお勧めしているわけです。その場合、当然中小企業倒産防止共済制度の掛金のご負担がありますので、0.5%の金利優遇によってお客様の負担を軽減しようというものです。昨年11月からスタートし、徐々に実績が上がってきています。

今年度は、中小企業倒産防止共済制度の加入推進代理店※になっていただいております。今年度の方針はいかがですか。

[菅原次長] 理事からお話しましたように、当金庫のお取引先には中小企業倒産防止共済制度に加入されることが有益と考えられるお客様が多く、今年度も引き続き中小企業倒産防止共済制度の加入促進に積極的に取り組んでいこうと思っています。加入推進代理店になったことが大きな励みにもなっています。中小企業倒産防止共済制度の加入やビジネスアシストローンは業績表彰の対象になっていますので、営業推進活動がさらに活発になっていくことを期待しています。

中小機構に対するご意見などございませんか。

[鈴木理事] 中小企業倒産防止共済制度はお客様にとって良い商品ですが、まだまだ知名度が低い

ように思います。もっと宣伝広告をして多くの方々に知ってもらえれば、私どもの加入促進活動がさらに展開しやすくなります。

※加入推進代理店制度については、6頁をご覧ください(編者注)。

大福信用金庫の現況 (平成18年3月末現在)

預金積金残高	69,610百万円
貸出金残高	46,510百万円
常勤役職員数	116人
店舗数	7店舗

大福信用金庫の歴史は、昭和6年の有限責任靑信用購買利用組合設立に遡る。戦後、大阪中央市場信用組合を経て、昭和26年大福信用金庫となった。営業区域は大阪市全域のほか、茨木市、摂津市、東大阪市など9市に及ぶ。平成18年2月、大阪府が進める男女共同参画企業顕彰で「大阪府きらめき企業賞」を受賞。

中小企業倒産防止共済制度・愛称決定 最優秀作品の受賞者を表彰

中小企業倒産防止共済制度の愛称を募集しましたところ、全国から1,659通のご応募をいただきました。厳正な審査の結果、優秀作品10点とその中から最優秀作品1点を選定し、愛称を「経営セーフティ共済」と決定しました。

愛称が決まったことに伴い、去る7月31日中小機構本部において表彰式が開催され、中小機構理事長から最優秀作品賞を受賞された田中克則氏に賞状と賞品が手渡されました。

中小機構は、中小企業倒産防止共済制度の愛称が「経営セーフティ共済」に決定されたことを機に、本制度のより一層の普及に努めて参りたいと思いますので、引き続き皆様方のご支援・ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



鈴木理事長(右)から表彰を受ける田中氏

平成18年度 経営セーフティ共済

加入推進団体、加入推進代理店決まる

加入推進団体制度 150 機関

加入推進代理店制度 119 機関

本年度創設された「加入推進団体制度」及び「加入推進代理店制度」は、あらかじめ高い目標を設定し、積極的に加入促進を行おうとする委託団体（又は複託団体）又は代理店（又は複託代理店）にそれぞれ「加入推進団体」又は「加入推進代理店」となっていただき、当該目標を達成した委託団体（又は複託団体）又は代理店（又は複託代理店）に従来の業務委託手数料の他に上乗せ手数料をお支払いする制度です。

本年度は申請をいただいた150委託団体及び119代理店に「加入推進団体」又は「加入推進代理店」となっていただきました。積極的な加入推進活動をよろしく願いいたします。認定させていただいた団体及び金融機関は次のとおりです（9月25日現在）。

商工会55 商工会議所81 組合等14

都市銀行3 地方銀行14 第二地方銀行10
信用金庫82 信用組合9 商工中金1

平成18年度 小規模企業共済制度

モデル団体、モデル代理店決まる

モデル団体制度 78機関

モデル代理店制度 51機関

昨年度創設されたモデル団体制度は、あらかじめ高い目標を設定し、積極的に加入促進を行おうとする団体に「モデル団体」となっていただき、モデル団体の行う加入促進に要する事務経費の一部を中小機構が助成金として交付する制度です。

本年度は申請をいただいた78団体にモデル団体となっていただきました。モデル団体としての活動は、会員向け講習会の実施、新聞地域FM・機関紙を活用した制度の紹介、会員企業への訪問による勧誘など各団体ごとに工夫を凝らした取組みが予定されています。

モデル団体になっていただいた機関は次のとおりです。

商工会13 商工会議所28 青色申告会11
組合等26

モデル代理店制度は、平成16年に創設され、本年度で3年目になります。本制度はあらかじめ高い目標を設定し、積極的に加入促進を行おうとする金融機関にモデル代理店となっていただき、当該目標を達成した代理店に従来の業務委託手数料の他に上乗せ手数料をお支払いする制度です。

本年度は申請をいただいた51行にモデル代理店となっていただきました。モデル代理店では、各支店ごとの目標件数の割り振り、営業担当者による企業訪問、金融機関の窓口での加入促進等の取組みを予定しています。モデル代理店になっていただいた金融機関は次のとおりです。

地方銀行7 第二地方銀行6 信用金庫30
信用組合5 農協2 商工中金1



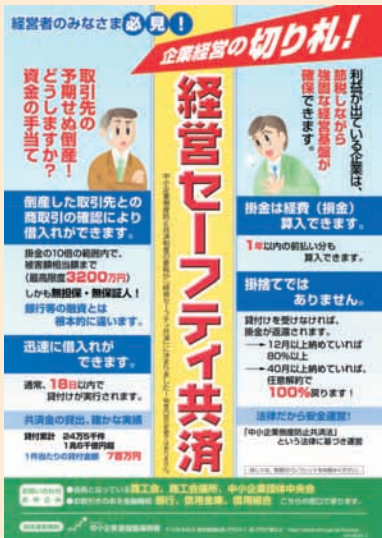
経営セーフティ共済

加入推進用チラシをご活用ください。

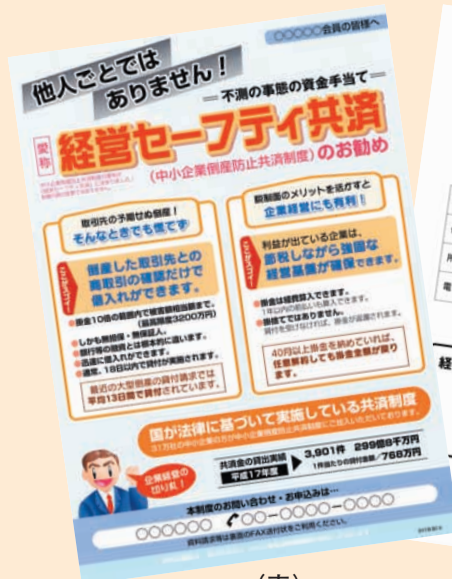
10、11月は経営セーフティ共済加入推進強調月間です。関係機関の皆様方におかれましては積極的な加入推進にご協力をお願いいたします。

本強調月間にあたり、中小機構では加入推進のためのチラシを4種類作成しました。今回中小機構が作成したチラシ版下のご使用をご希望の場合は、各支部へお問い合わせください。経営セーフティ共済の加入推進用チラシを収めたCD-ROMを用意してありますので、是非ご活用ください。

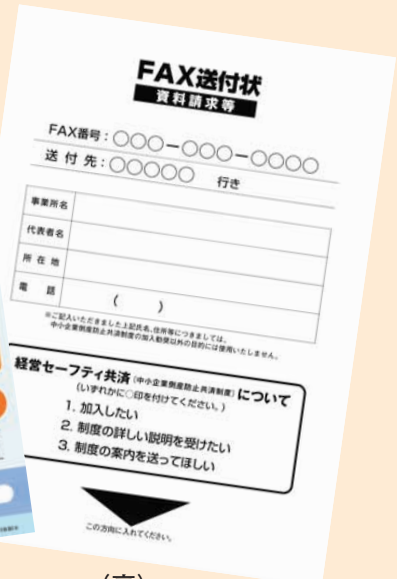
チラシには一般用2種類とDM用2種類の合計4種類がありますので、適宜選択のうえご活用ください。



一般用チラシの例



(表)



(裏)

DM用チラシの例

平成18年度都道府県別加入実績 (18年7月末現在)

都道府県名	小規模企業共済			中小企業倒産防止共済		
	加入目標件数(A)	4~7月加入実績(B)	目標達成率B/A(%)	加入目標件数(C)	4~7月加入実績(D)	目標達成率D/C(%)
北海道	2,330	820	35.2	620	124	20.0
小計(北海道支部管内)	2,330	820	35.2	620	124	20.0
青森	510	161	31.6	120	70	58.3
岩手	510	160	31.4	110	25	22.7
宮城	1,160	411	35.4	240	70	29.2
秋田	460	159	34.6	110	12	10.9
山形	790	205	25.9	180	35	19.4
福島	810	305	37.7	240	53	22.1
小計(東北支部管内)	4,240	1,401	33.0	1,000	265	26.5
茨城	1,080	394	36.5	400	40	10.0
栃木	1,180	448	38.0	340	54	15.9
群馬	1,250	638	51.0	600	72	12.0
埼玉	3,270	1,296	39.6	1,110	248	22.3
千葉	2,850	1,020	35.8	580	93	16.0
東京都	10,320	3,969	38.5	3,320	671	20.2
神奈川県	5,780	2,174	37.6	750	185	24.7
新潟	1,330	479	36.0	420	98	23.3
山梨	530	164	30.9	110	26	23.6
長野	1,210	410	33.9	260	50	19.2
静岡	3,100	1,150	37.1	490	113	23.1
小計(関東支部管内)	31,900	12,142	38.1	8,380	1,650	19.7
富山	750	253	33.7	190	45	23.7
石川	840	309	36.8	170	57	33.5
福井	410	146	35.6	120	44	36.7
小計(北陸支部管内)	2,000	708	35.4	480	146	30.4
愛知	6,400	2,316	36.2	940	236	25.1
三重	1,330	406	30.5	190	42	22.1
岐阜	1,680	568	33.8	370	78	21.1
小計(中部支部管内)	9,410	3,290	35.0	1,500	356	23.7
滋賀	990	329	33.2	200	21	10.5
京都	1,740	606	34.8	410	92	22.4
大阪	5,110	1,914	37.5	1,900	472	24.8
兵庫	3,580	1,314	36.7	830	256	30.8
奈良	820	317	38.7	140	26	18.6
和歌山	540	188	34.8	320	21	6.6
小計(近畿支部管内)	12,780	4,668	36.5	3,800	888	23.4
鳥取	390	116	29.7	70	16	22.9
島根	480	169	35.2	80	17	21.3
岡山	1,370	473	34.5	320	125	39.1
広島	2,380	855	35.9	500	130	26.0
山口	1,110	385	34.7	150	44	29.3
小計(中国支部管内)	5,730	1,998	34.9	1,120	332	29.6
徳島	480	146	30.4	90	26	28.9
香川	700	280	40.0	160	35	21.9
愛媛	1,040	355	34.1	170	26	15.3
高知	380	127	33.4	70	8	11.4
小計(四国支部管内)	2,600	908	34.9	490	95	19.4
福岡	2,960	1,047	35.4	590	151	25.6
佐賀	460	162	35.2	90	21	23.3
長崎	840	289	34.4	170	56	32.9
熊本	1,300	393	30.2	190	53	27.9
大分	620	211	34.0	120	37	30.8
宮崎	740	280	37.8	110	28	25.5
鹿児島	1,250	395	31.6	200	18	9.0
沖縄	840	239	28.5	140	25	17.9
小計(九州支部管内)	9,010	3,016	33.5	1,610	389	24.2
合計	80,000	28,951	36.2	19,000	4,245	22.3

監修

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1
TEL 050-5541-7171 (共済相談室)
http://www.smrj.go.jp/

編集人
発行所

福田 武羅夫
財団法人 企業共済協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-10
TEL 03 (3459) 4878 FAX 03 (3459) 4839

隔月25日発行

